

● 部室割り振りに関する規則

(目的)

第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会が管轄する各建物における部室等（以下「部室」とする）の割り振りに関する事項を定めることを目的とする。

(割り振りの決定権限)

第二条

部室の割り振りは学生理事会が決定し、学生会館委員会の承認を得て施行するものとする。

(割り振りの条件)

第三条

一 部室を使用するサークルは次の各号に定める条件をすべて満たさなければならない。ただし学生理事会または該当評議員会で特に定められた場合はこの限りではない。

(ア) 学友会加盟サークルであること

(イ) 「サークルの加盟等に関する規則」第七条に定める学友会加盟サークルの果たすべき義務を全て遂行していること

(ウ) 部室使用申請書を学生理事会の定める期日までに提出していること

二 学生理事会は、部室割り振りが多くのサークルにとって重大な懸念事項であることに鑑み、第一項に定める「学生理事会または該当評議員会で特に定められた場合」に該当するか否かは厳格に判断し、そのように判断した場合は、明確に理由を示さなければならない。

(整理されたサークルに対する措置)

第四条

部室を割り振られている加盟サークルが降格もしくは除名となった場合は、学生理事会はそのサークルへの部室の割り振りを停止しなければならない。

(割り振り停止後のサークルの退去)

第五条

部室の割り振りを停止されたサークルは、学生理事会が別途定める期日までに部室から退去しなければならない。また、期日までに部室から退去しない場合は、学生理事会は部室内にある物品の処分について決定することができる。

(使用状況の反映)

第六条

一 理事会は、学生会館委員会及び同運営委員会に対し、サークルの部室使用の状況に関する現状に関する情報を開示するよう要請することができる。

二 理事会は、前項の規定に則り開示された情報に基づき、使用状況に問題があると判断したサークルに対し、以下の措置を取ることができる。

(ア) 使用状況に改善が見られない場合来年度部室割り振りの扱いで劣後する旨の通告

(イ) 部室の縮小を目的とする移動

(ウ) 部室撤去

(改廃)

第七条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。